

改正

平成30年 3月23日 条例第15号

令和 5年 9月22日 条例第34号

蕪崎市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第2条—第3条の2）

第3章 市民及び議会の関係（第4条）

第4章 市長及び議会の関係（第5条—第8条）

第5章 自由討議による合意形成（第9条）

第6章 政務活動費（第10条）

第7章 議会及び議会事務局の体制整備（第11条—第14条）

第8章 議員定数、議員報酬及び政治倫理（第15条—第17条）

第9章 最高規範性及び見直し手続（第18条・第19条）

附則

平成12年4月に地方分権一括法が施行され、地方分権、地域主権改革が本格的に始まり、これまで国に集中していた様々な権限が地方自治体に移譲されることで、地方議会の役割は、今まで以上に重要性を増してきている。

地方自治体は、自らの判断と責任の下に自主性かつ自立性を持って、地域住民の実情にあった行政運営を行っていかなければならない。市長と議会の議員は、ともに住民の選挙で選ばれる二元代表制の仕組みの中で互いに緊張を保ちつつ、活発な質の高い議案審議の中でよりの確な政策の決定を行うことを使命とする。更には、市民の多様な意見を反映した政策立案又は提言を積極的に行っていく努力が必要であり、そのために議員は自己研鑽(さん)とともに資質の向上に努めるものである。

市民に対して、市民福祉の向上と市政の発展に大きく寄与する議会の具体的なあり方を「議会基本条例」としてここに制定するものである。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、合議制の機関である議会の役割を明文化し、市民の誰もが議会に参画できる環境の整備に努めるとともに、市民の福祉向上と公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、市民の代表機関であることを常に自覚し、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 公正性、透明性及び信頼性を重んじ、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるための市民参加の機会の拡充に努めること。
- (3) 市長及び執行機関（以下「市長等」という。）に対し適切な行政運営が行われているか監視し、評価すること。
- (4) 政策提案機能を積極的に活用できるようにすること。
- (5) 大規模災害の発生時において、市民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限にとどめるため、市長等と連携協力して、迅速かつ機動的な対応を図ること。

(議員の活動原則)

**第3条** 議員は、市民の代表として次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分認識し、議員相互の討議を重んじること。
- (2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研鑽に努め、活動をすること。
- (3) 議会の構成員として、個別的な事案の解決だけでなく、市民全体の福祉の向上を目指して活動をすること。
- (4) 法令に基づくもの以外は、市長等が設置する附属機関の委員等に就任はしないものとする。ただし、議長が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- (5) 尊厳、道徳性及び倫理性を保ち、物質的、金銭的及びいかなる利益も受けず、品位を保ち、市民からの信託に応え、市民の代表としてふさわしい活動をすること。

(会派)

**第3条の2** 議員は、政策を中心とした理念を共有する議員で会派を結成することができる。

- 2 会派は、所属議員の活動を支援するとともに、政策立案及び政策提言のために調査研究を行い、必要に応じて会派間の調整に努めるものとする。
- 3 議員は、1人の場合においても会派として届け出ることができる。

### 第3章 市民及び議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

**第4条** 議会は、議会の活動に関する情報の公開に努め、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

- 2 議会は、原則として、本会議並びに常任委員会及び特別委員会（以下「委員会等」という。）を公開し、市民が傍聴しやすい環境を整えるよう努めるものとする。
- 3 議会は、委員会等において参考人制度及び公聴会制度を十分活用し、市民の意見及び専門的識見を議会の政策形成に反映させるよう努めるものとする。
- 4 議会は、請願を政策提言と位置づけ、委員会等での審査において、請願を提出した者の意見を聴く機会を設けるものとする。
- 5 議会は、市民、市民団体、特定非営利活動法人等との意見交換の場を設け、市民が議会活動に参加する機会を確保するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。
- 6 議会は、市民に対する議会報告会を少なくとも年1回は開催し、議会活動を報告するとともに、市民の多様な意見を把握するものとする。

### 第4章 市長及び議会の関係

(市長及び議会の関係)

**第5条** 議会の本会議及び委員会等における議員と市長等の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行う。

- 2 議長から本会議及び委員会等への出席を要請された市長等は、論点及び争点を明確にするために、議員の質問に対して、議長又は委員長の許可を得て問いただすことができる。

(市長による政策等の形成過程の説明)

**第6条** 議会は、市長が議会に計画、政策、施策、事業等（以下「政策等」という。）を提案するときは、立案経緯等を把握するため、政策等の決定過程を説明するよう市長に求めるものとする。

- 2 議会は、市長が予算及び決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、分かりやすい施策別又は事業別の政策説明書を作成するよう市長に求めるものとする。
- 3 議会は、第1項の政策等を審議するに当たっては、より良い政策等にす観点から、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、事業を執行した後における

政策評価に資する審議に努めるものとする。

(監視及び評価)

**第7条** 議会は、市長等の事業の執行について監視及び調査を行うものとする。

2 議会は、予算の承認、決算の認定、監査の請求及び調査の実態を通じて、市民に市長等の事業の執行についての評価を明らかにするよう努めるものとする。

3 議会は、総合計画、重要な施策等について、その経過を常に検証し、評価するものとする。

(地方自治法第96条第2項の議決事項)

**第8条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、同法に定めるものを除き、必要な事項を議決事項として追加することができる。

### 第5章 自由討議による合意形成

(活発な自由討議による合意形成)

**第9条** 議会は、議員による討論の場であることを十分認識し、議員相互間の議論を活発に行うものとする。

2 議会は、委員会等において議員相互間の自由討議により議論を尽くし合意形成に努めるとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

3 議員は、前2項による議員相互間の自由討議を充実させるために、政策、条例、意見書等の提出を積極的に行うよう努めるものとする。

### 第6章 政務活動費

(政務活動費の活用及び公開)

**第10条** 政務活動費の交付を受けた会派は、葦崎市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年3月葦崎市条例第5号）に基づき、交付される政務活動費を活用し、政策提言、質の高い審議等のための調査研究その他の活動を積極的に行うものとする。

2 政務活動費の交付を受けた会派は、公正性及び透明性の観点から常に市民に対し、使途を明らかにするとともに、活動状況を報告しなければならない。

### 第7章 議会及び議会事務局の体制整備

(委員会等の適切な運営)

**第11条** 委員会等は、社会、経済情勢等により、新たに生じる行政課題に対し、速やかに対応するため、適切な運営により機動力を高めなければならない。

(議会事務局の体制整備)

**第12条** 議会は、議会の政策形成と立案機能を高めるため、議会事務局の調査及び法務機能を積極的に強化するものとする。この場合において、当分の間は、執行機関の法務機能の活用、職員の併任等を考慮するものとする。

2 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書の実充に努め、これを議員のみならず、市民及び市職員の利用に供するものとする。

(議員研修の実充強化)

**第13条** 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の実充及び強化を図るものとする。

2 議会は、議員研修の実充強化に当たり、広く各分野の専門家、市民等との研修会を開催するものとする。

3 議員は、研修を行ったときは、研修報告を議長に提出するものとする。ただし、政務活動費その他の公費の支出が伴わない研修を行った場合は、この限りでない。

(議会広報の実充)

**第14条** 議会は、市政に関わる重要な情報を、議会独自の視点から、常に市民に対して周知するよう努めるものとする。

2 議会は、市民が議会における決定の過程及び結果に関する情報を入手することができ

るよう、議会だよりの発行、インターネットの利用その他の方法により広報の充実に努めなければならない。

## 第8章 議員定数、議員報酬及び政治倫理

(議員定数)

**第15条** 議員定数は、韮崎市議会の議員の定数を定める条例（平成14年9月韮崎市条例第29号）に定めるところによる。

- 2 議員定数の改正に当たっては、市民の多様なニーズや意見を的確に反映させる市民の代表としての機能や行政への監視機能を確保しつつ、議会改革の観点や市民の意見等を総合的に判断して、適正な定数を決定するものとする。

(議員報酬)

**第16条** 議員報酬は、韮崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和38年4月韮崎市条例第7号）に定めるところによる。

- 2 議員報酬を改定するときは、明確な改正理由を付して議会に提出するものとする。
- 3 前項の提出に当たっては、本市の常勤特別職及び一般職の職員に支給される給与の状況、他市の動向、市の財政状況等を総合的に考慮するとともに、韮崎市特別職報酬等審議会等の意見を参考にするものとする。

(議員の政治倫理)

**第17条** 議員は、韮崎市議会議員政治倫理規程（平成19年6月韮崎市議会訓令甲第2号）を遵守するものとする。

- 2 議員は、市民全体の代表者としての使命を自覚し、市民の厳粛な信託に応え、市民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努め、公正で開かれた市政の発展に寄与するものとする。

## 第9章 最高規範性及び見直し手続

(最高規範性)

**第18条** この条例は、議会運営における最高規範であって、議会は、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例に反してはならない。

(見直し手続)

**第19条** 議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検証するものとする。

- 2 議会は、前項の検証の結果、見直しが必要と認める場合は、この条例の改正を含めて、適切な措置を速やかに講ずるものとする。

### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**（平成30年3月23日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和5年9月22日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。